

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案について

1 彦根総合スポーツ公園について

(仮称)彦根総合スポーツ公園については、都市公園法で定める都市公園として令和7年度の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場としてはもとより、将来のスポーツ振興やスポーツを通じた健康増進や地域活性化のための施設として整備を進めている。

令和5年度に陸上競技場等を供用開始することに伴い、滋賀県都市公園条例の一部を改正するもの。

区分	概要
陸上競技場(第1種陸上競技場)	収容人員:15,000人以上 構造:鉄筋コンクリート造5階建て トラック:400m×9レーン フィールド:約107m×約71m 会議室11室(1階:8室 5階:3室) トレーニング室
補助競技場(第3種陸上競技場)	管理棟 トラック:400m×8レーン フィールド:約107m×約71m
野球場	(既存施設)

2 公園名称

これまで彦根総合運動場として親しまれてきたこと、様々な競技ができる施設が複数立地し、両大会を契機とした県民のスポーツ拠点としての役割を担うこと、多くの人々の憩いの場となる都市公園として整備していることから「彦根総合スポーツ公園」とする。

3 条例改正の概要

(1) 指定管理者の指定の手續について

指定管理者による施設管理を行うため、その指定にあつては附属機関である滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴くこととする。

(2) 供用日および供用時間について

供用日については、月曜を除く1月4日～12月28日とする。供用時間については、午前8時30分～午後9時30分とする。ただし、補助競技場は午後5時までとする。

(3) 使用料の額および利用料金の上限額について

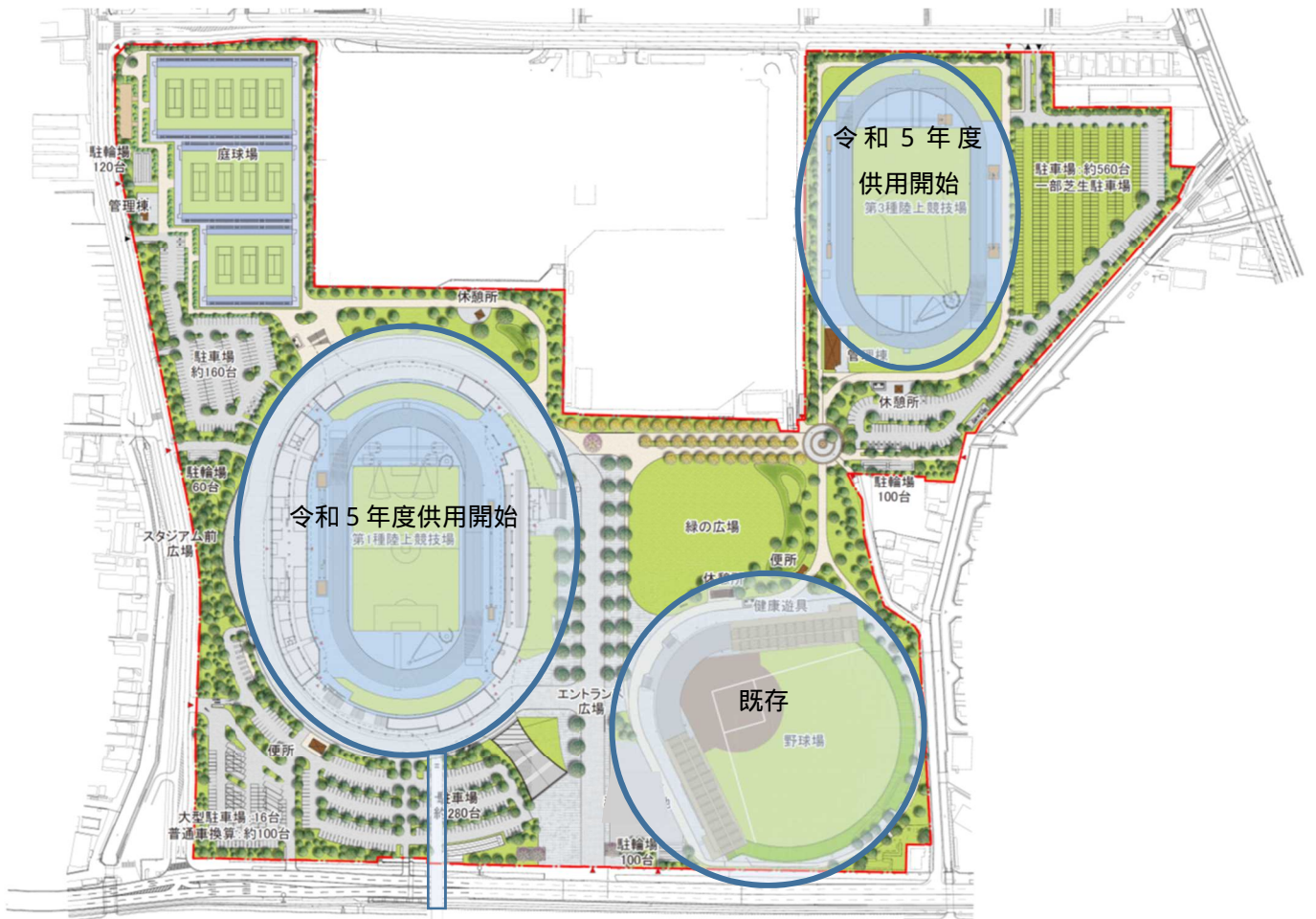
時間帯や使用者の区分については、他の県立スポーツ施設に準じることとし、利用者の利便性向上や施設の利用促進を図るため、1時間単位とする。

陸上競技場や補助競技場の料金については、旧彦根総合運動場陸上競技場の料金水準やその他近隣・県内の陸上競技場の料金水準を踏まえ設定した。また、会議室やトレーニング室については、県立スポーツ施設の料金を踏まえ設定した。

(4) その他

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとする。ただし、指定管理者指定等の準備行為については、公布の日から施行することとする。また、滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例は、廃止することとする。

彦根総合スポーツ公園計画平面図



その他箇所については段階的に整備

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市公園として彦根総合スポーツ公園を設置することに伴い、施設の使用料の額の設定等を行うため、滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定の手續について定めることとします。
（第 9 条の 3 関係）
- (2) 彦根総合スポーツ公園の供用日および供用時間について定めることとします。（別表第 1 関係）
- (3) 彦根総合スポーツ公園の使用料の額および利用料金の上限額について定めることとします。（別表第 2 関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。ただし、イは、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。
 - ウ 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和 44 年滋賀県条例第 43 号）は、廃止することとします。
 - エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 3 項中の「知事は、」の右に「彦根総合スポーツ公園以外の都市公園に係る」を加え、「、あらかじめ」を「あらかじめ」に改め、「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の」の右に「、彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定に当たってはあらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

彦根総合 スポーツ 公園	陸上競技場 野球場 トレーニング室 会議室等	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日（休日に当たる場合にあつては、その翌日以後の最初の休日でない日）を除く。	午前8時30分から午後9時30分まで
	補助競技場	1月4日から12月28日まで。ただし、月曜日（休日に当たる場合にあつては、その翌日以後の最初の休日でない日）を除く。	午前8時30分から午後5時まで

別表第 2 第 1 項注 2 中「入場料もしくはこれに類するもの」を「入場料等（入場料またはこれに類するものをいう。以下同じ。）」に、「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同項注 4 中「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同表第 2 項注 3 中「いう」の右に「。以下同じ」を加え、同項注 4 中「入場料またはこれに類するもの」を「入場料等」に改め、同表に次の 1 項を加える。

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場（以下「陸上競技場等」という。）

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

	金	額
--	---	---

区 分		午 前	午 後	夜 間	
		午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで	
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中学 校、義務教育学校、高 等学校、中等教育学校 等またはこれらに関係 のある団体（以下「幼 稚園等」という。）が 幼児、児童または生徒 を対象に使用する場合	円 1 時間につき 1,410	円 1 時間につき 2,080	円 1 時間につき 2,820	
	アマチュアスポーツに 使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600	
	その他の催物に使用す る場合	同 7,260	同 10,300	同 14,500	
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600	
	アマチュアスポーツに 使用する場合	同 5,710	同 8,310	同 11,400	
	その他 の催物 に使用 する場 合	入 場 料 等 が 1,000 円以下 の場合	同 14,100	同 20,800	同 28,200
	入 場 料 等 が 1,000 円を超 える場合	同 28,000	同 41,600	同 56,000	

(イ) 補助競技場

区 分		金 額	
		午 前	午 後
		午前 8 時30分から午後零 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時ま で
入場料等 を徴収し	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使	円 1 時間につき 900	円 1 時間につき 1,330

ない場合	用する場合					
	アマチュアスポーツに 使用する場合		同	1,800	同	2,650
	その他の催物に使用す る場合		同	4,670	同	6,640
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合		同	1,800	同	2,650
	アマチュアスポーツに 使用する場合		同	3,670	同	5,300
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000 円以下 の場合	同	9,040	同	13,300
		入場料等が 1,000 円を超 える場合	同	18,000	同	26,500

イ 個人使用

区 分	金 額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 1人1回につき 260
生徒等	同 320
その他の者	同 460

(2) 野球場（貸切り使用）

区 分	金 額			備 考	
	午 前	午 後	夜 間		
	午前 8 時 30分から 午後零時 30分まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 30分から 午後 9 時 30分まで		
入場料 等を徴 収しな	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象 に使用する場合	円 1 時間に つき	円 1 時間に つき	円 1 時間に つき	屋内練習場 のみを使用 する場合は、

い場合		1,290	1,850	2,580	1面1時間につき、340円とする。	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300		
	その他の催物に使用する場合	同 10,600	同 14,900	同 21,200		
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300		
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 4,950	同 7,250	同 10,600		
	その他 の催物 に使用 する場 合	入場料等が 1,000円以 下の場合	同 21,200	同 29,800	同 43,000	
		入場料等が 1,000円を 超える場合	同 43,000	同 59,300	同 86,000	

(3) トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼 児 等	円 260	円 2,600
生 徒 等	410	4,100
そ の 他 の 者	580	5,800

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分 から午後零時 30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
会 議 室 1	円 1時間につき	円 1時間につき	円 1時間につき

		1,390	2,020	2,780
会 議 室	2	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室	3	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室	4	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室	5	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室	6	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室	7	同 770	同 1,120	同 1,540
会 議 室	8	同 770	同 1,120	同 1,540
5 階 会 議 室	1	同 430	同 630	同 860
5 階 会 議 室	2	同 230	同 330	同 460
5 階 会 議 室	3	同 230	同 330	同 460

イ 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで
会 議 室	円 1 時間につき 730	円 1 時間につき 1,060	円 1 時間につき 1,420
ミ ー テ ィ ン グ 室 1	同 730	同 1,060	同 1,420
ミ ー テ ィ ン グ 室 2	同 730	同 1,060	同 1,420
本 部 席	同 360	同 360	同 360
役 員 席	同 360	同 360	同 360
審 判 席	同 360	同 360	同 360

注 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 県内に居住する65歳以上の者および障害者が陸上競技場等を個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4 使用者が入場料等を徴収しない場合であつても、宣伝その他これに類する目的をもつて催物を行うときは、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。

5 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は陸上競技場等の貸切

り使用については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

- 6 陸上競技場等を複数の団体が貸切り使用する場合における1団体の額は、この表に定める額の5割に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）とする。
- 7 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場（貸切り使用に限る。）または会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 8 補助競技場（貸切り使用に限る。）の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 9 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合において付随して会議室等（ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。）を使用するときは、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。
- 11 彦根総合スポーツ公園の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第9条の2第1項に規定する指定管理者の指定ならびに第9条の6および第9条の7第3項の規定による知事の承認ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第9条の3、第9条の4、第9条の6および第9条の7第3項の規定の例により行うことができる。
- 3 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）は、廃止する。

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第9条の2まで 省略 (指定管理者の指定の手續)</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たつては、<u>あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第9条の4から第16条まで 省略</p> <p>別表第1(第5条の2、第5条の3関係)</p>	<p>第1条から第9条の2まで 省略 (指定管理者の指定の手續)</p> <p>第9条の3 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、<u>彦根総合スポーツ公園以外の都市公園に係る指定管理者の指定に当たつてはあらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の、彦根総合スポーツ公園に係る指定管理者の指定に当たつてはあらかじめ滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第9条の4から第16条まで 省略</p> <p>別表第1(第5条の2、第5条の3関係)</p>

都市公園 の名称	公園施設 の名称	供 用 日	供用時間
文化ゾーン	省略		
奥びわスポーツ の森	省略		
(新設)			

別表第2(第8条の2、第9条の7関係)

1 文化ゾーン集会所

表 省略

注1 省略

2 使用者が使用に際し、入場料もしくはこれに類するものを徴収

都市公園 の名称	公園施設 の名称	供 用 日	供用時間
文化ゾーン	省略		
奥びわスポーツ の森	省略		
彦根総合スポー ツ公園	陸上競技場	1月4日から12月28日ま	午前8時30
	野球場	で。ただし、月曜日(休日	分から午後
	トレーニング室	に当たる場合にあつては、	9時30分ま
	会議室等	その翌日以後の最初の休	で
		日でない日)を除く。	
補助競技場		1月4日から12月28日ま	午前8時30
		で。ただし、月曜日(休日	分から午後
		に当たる場合にあつては、	5時まで
		その翌日以後の最初の休	
		日でない日)を除く。	

別表第2(第8条の2、第9条の7関係)

1 文化ゾーン集会所

表 省略

注1 省略

2 使用者が使用に際し、入場料等(入場料またはこれに類するも

する場合または宣伝その他これに類する目的をもつて催物を行う場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料またはこれに類するものが1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。

3 省略

4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等

表 省略

注1および2 省略

3 県内に居住する65歳以上の者および障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とする。

(新設)

のをいう。以下同じ。)を徴収する場合または宣伝その他これに類する目的をもつて催物を行う場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料等が1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。

3 省略

4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等

表 省略

注1および2 省略

3 県内に居住する65歳以上の者および障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4 都市公園の事業として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場(以下「陸上競技場等」という。)

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

	金額
--	----

区 分		午前	午後	夜間
		午前 8 時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時 30分まで
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中 学校、義務教育学 校、高等学校、中等 教育学校等または これらに関係のあ る団体(以下「幼稚 園等」という。)が 幼児、児童または生 徒を対象に使用す る場合	円 1 時間につき 1,410	円 1 時間につき 2,080	円 1 時間につき 2,820
	アマチュアスポー ツに使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600
	その他の催物に使 用する場合	同 7,260	同 10,300	同 14,500
入場料等	幼稚園等が幼児、児	同 2,800	同 4,160	同 5,600

を徴収する 場合	童または生徒を対 象に使用する場合			
	アマチュアスポー ツに使用する場合	同 5,710	同 8,310	同 11,400
	その他の催入場料 物に使用す等が る場合 1,000 円以下 の場合	同 14,100	同 20,800	同 28,200
	入場料 等が 1,000 円を超 える場 合	同 28,000	同 41,600	同 56,000

(イ) 補助競技場

区 分	金 額	
	午前	午後
	午前 8 時30分か	午後 1 時から午

		ら午後零時30分 まで	後5時まで
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場 合	円 1時間につき 900	円 1時間につき 1,330
	アマチュアスポーツに使用 する場合	同 1,800	同 2,650
	その他の催物に使用する場 合	同 4,670	同 6,640
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童または 生徒を対象に使用する場 合	同 1,800	同 2,650
	アマチュアスポーツに使用 する場合	同 3,670	同 5,300
	その他の催物に使用する場 合	入場料等が1,000 円以下の場合 同 9,040	同 13,300
		入場料等が1,000 円を超える場合 同 18,000	同 26,500
イ 個人使用			
区 分		金 額	

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは 中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童 もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼 児等」という。）	1人1回につき	260	円
生徒等	同	320	
その他の者	同	460	

(2) 野球場（貸切り使用）

区 分	金額			備 考
	午前	午後	夜間	
	午前 8 時 30分から 午後零時 30分まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時30 分から午後 9 時30分ま で	
入場料等 を徴収し ない場合	円 1 時間に つき 1,290	円 1 時間に つき 1,850	円 1 時間に つき 2,580	屋内練習 場のみを 使用する 場合は、
アマチュアスポー ツに使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300	1面1時 間につ

					き、340円 とする。
	その他の催物に使用する場合	同 10,600	同 14,900	同 21,200	
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,580	同 3,630	同 5,300	
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 4,950	同 7,250	同 10,600	
	その他の入場料等催物に使用する場合 が1,000円以下の場合	同 21,200	同 29,800	同 43,000	
	入場料等が1,000円を超える場合	同 43,000	同 59,300	同 86,000	

(3) トレーニング室

区 分	金 額	
	1人1回につき(2時間以内)	回数券11回券(1回2時間以内)
幼児等	円 260	円 2,600
生徒等	円 410	円 4,100
その他の者	円 580	円 5,800

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

区 分	金 額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分 から午後零時30分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 9 時30分 まで
会議室 1	円 1 時間につき 1,390	円 1 時間につき 2,020	円 1 時間につき 2,780
会議室 2	同 770	同 1,120	同 1,540

会議室 3	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 4	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 5	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 6	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 7	同 770	同 1,120	同 1,540
会議室 8	同 770	同 1,120	同 1,540
5階会議室 1	同 430	同 630	同 860
5階会議室 2	同 230	同 330	同 460
5階会議室 3	同 230	同 330	同 460

イ 野球場会議室等

区 分	金 額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時 30 分 から 午後 零 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から 午後 9 時 30 分 まで
会議室	円 1 時間につき 730	円 1 時間につき 1,060	円 1 時間につき 1,420
ミーティング室 1	同 730	同 1,060	同 1,420

ミーティング室 2	同 730	同 1,060	同 1,420
本部席	同 360	同 360	同 360
役員席	同 360	同 360	同 360
審判席	同 360	同 360	同 360

注 1 県外居住者については、この表に定める額の 5 割に相当する額を加算した額とする。

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

3 県内に居住する 65 歳以上の者および障害者が陸上競技場等を個人使用する場合およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

4 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもつて催物を行うときは、1,000 円を超える入場料等を徴収する場合とみなす。

5 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は、陸上競技場等の貸切り使用については、この表に定める額の 5 割に相当する額を加算した額とする。

6 陸上競技場等を複数の団体が貸切り使用する場合における 1 団体の額は、この表に定める額の 5 割に相当する額（100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円とする。）とする。

7 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場（貸切り使用に限る。）

または会議室等の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前 8 時 30 分以前の場合は午前、午後零時 30 分から午後 1 時までの場合は午後、午後 5 時から午後 5 時 30 分までおよび午後 9 時 30 分以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

8 補助競技場（貸切り使用に限る。）の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前 8 時 30 分以前の場合は午前、午後零時 30 分から午後 1 時までおよび午後 5 時以降の場合は午後とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。

9 競技等を行うため陸上競技場または野球場を貸切り使用する場合において付随して会議室等（ミーティング室、本部席、役員席および審判席を除く。）を使用するときは、この表に定める額の 5 割に相当する額とする。

10 付帯設備については、知事が別に定める額とする。

11 彦根総合スポーツ公園の業務として実施する行事に係る入場料等については、知事が別に定める額とする。